

関係各位

輸出貿易管理令の運用等の一部改正について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）の運用等について一部が改正されましたのでお知らせいたします。

【改正の概要】

本年7月4日より、以下の3品目について大韓民国向け輸出及びこれらに関する製造技術の移転（製造設備の輸出に伴うものを含む）について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行う。

【輸出令別表第1関係】

- フッ化水素 : 輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第1号へ
- フッ化ポリイミド : 輸出令別表第1の5の項（17）、貨物等省令第4条第14号ロ
- レジスト : 輸出令別表第1の7の項（19）、貨物等省令第6条第19号

※貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

《添付資料》

別紙 経済産業省のニュースリリース

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門
電話：03-3599-6341



大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて

2019年7月1日

▶ 対外経済

経済産業省は、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、大韓民国向けの輸出について厳格な制度の運用を行います。

輸出管理制度は、国際的な信頼関係を土台として構築されていますが、関係省庁で検討を行った結果、日韓間の信頼関係が著しく損なわれたと言わざるを得ない状況です。こうした中で、大韓民国との信頼関係の下に輸出管理に取り組むことが困難になっていることに加え、大韓民国に関連する輸出管理をめぐり不適切な事案が発生したこともあり、輸出管理を適切に実施する観点から、下記のとおり、厳格な制度の運用を行うこととします。

1. 大韓民国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し

本日（7月1日）より、大韓民国に関する輸出管理上のカテゴリーを見直すため、外為法輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆる「ホワイト国」）から大韓民国を削除するための政令改正について意見募集手続きを開始します。

（参考）<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

2. 特定品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切り替え

7月4日より、フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の大韓民国向け輸出及びこれらに関連する製造技術の移転（製造設備の輸出に伴うものも含む）について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行うこととします。

（参考）<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html>

担当

貿易経済協力局 貿易管理課長 岩松

担当者： 山下、谷澤

電話： 03-3501-1511(内線 3241～5)

03-3501-0538 (直通)

03-3501-5896 (FAX)